

平成26年度第3回 富士見市子ども家庭福祉審議会会議録要旨

<日時> 平成26年7月26日(土) 午後1時30分～4時30分

<開催場所> 中央図書館 2階視聴覚ホール

<出欠状況>

関	矢島	石川順	林	石川泉	島田	吉原
○	○	欠席	欠席	○	○	○
細野	小栗	菅井	松村	河本	増淵	秋元
○	欠席	○	○	欠席	○	○
加光	中村					
○	○					

<事務局>

子ども未来部長 子育て支援課長 保育課長 子育て支援課副課長
保育課副課長 保育課主査

<傍聴人>

0名

1 開 会 子育て支援課長

2 あいさつ

3 議 題

(1) 各種基準の検討について

(2) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて

4 事務連絡

5 閉 会

3 議 題

(1) 各種基準の検討について

○資料1～2の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について」事務局より説明

【委員】「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とがありますが、参酌というのは公務員が使われる用語なのですか。斟酌という言葉はよく目にするのですが、参酌というのは私も初めてなので、その辺の説明を少しお願いします。

【事務局】 ご指摘のとおり、お役所的な言葉遣いなのかもしれませんが、国が指針を示す中で、参酌という言葉を使っていますので、それに準じています。

【委員】 辞書を引くと、「あれこれ照らし合わせて取捨すること」とありました。つまり、市町村の段階ではその辺に多少融通を利かせてもいいという、斟酌と同じような意味の言葉と理解しました。

【委員】 従うべき基準の利用定員について、新条例では、現状から国の基準に合わせて拡大するというふうには取れるのですが、現状の3号認定に対する施設が少ないのは、需要がそもそも少ないということですか、それとも、新制度に向けて3号認定に対する施設を拡大していくと解釈していいのですか。

【事務局】 富士見市だけに限らず、0・1・2歳のお子さん、つまり3号認定の受け皿は大きな課題となっております。そこについては、ニーズ調査の結果等を踏まえながら、どれだけの需要があるのか、その需要に対してどのような形で受け皿を整備するのかという検討を、この後の事業計画の中で行うこととなります。

【委員】 参酌すべき基準の「定員の遵守」について、「やむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入を行ってはならない」とありますが、現在、保育所において多少定員を超えて受け入れをされているところも、これからはもうしないということですか。

【事務局】 参酌すべき基準の「定員の遵守」については、各施設で定員の設定をし、その定員設定に基づいて給付が行われる形になるため、やむをえない事情がなければ、原則、定員どおりの受け入れをしていただくこととなります。なお、今、入っているお子さんの居場所は必ず確保しなければなりませんので、来年の4月からすぐ定員で切るというわけではありません。

○資料3の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について」事務局より説明

【委員】従うべき基準の嘱託医について、居宅訪問型保育事業だけ設定が必要ないのはなぜですか。

【事務局】国の基準では、居宅訪問型保育事業の保育者が必ず嘱託医と連携をとらなければならないというところまでは示されていません。居宅訪問型保育事業は、保育者が依頼者の家に行って、お子さんを1対1で保育する形ですので、かかりつけ医等をあらかじめ聞いておき、何かあればそこにつなぐという形が一番いいのではないかと、市としても考えております。

【委員】保育者に責任がかかってくるということですか。

【事務局】保護者とよく連絡調整をしていただき、万が一の時に連絡すべき医療機関を把握しておいていただくという形になろうかと思えます。

【委員】家庭保育室について、新条例では保育士等の設置基準が変更になるということですが、その分人件費が上がるので、利用料も上がることになるのですか。

【事務局】現在家庭保育室を利用されている方が、新制度の小規模保育事業に移られる場合、今までとは全く異なる給付が始まります。今の家庭保育室は、年齢によって月ごとの市からの委託料と、保護者の負担、そして、季節によっては冷暖房費等を支払うという形でしたが、新制度では、お子さん1人について幾らという形で国・県・市が給付を行い、利用者は所得に応じて自己負担分を払うこととなります。人件費等が上がるのではないかとというご質問については、まだ細かい金額設定までは示されていませんが、給付金額（公費）はこれまでの家庭保育室よりも新制度のほうが大きくなる予定です。

【委員】保育料に関しての記載がありませんが、現行どおりなのか、かなり見直しがされるのですか。

【事務局】保育料についても、まだ国からきちんとした基準が示されていません。示され次第、市のほうでも新たに設定する形になります。

【委員】従うべき基準で連携施設の設定が必要とありますが連携をとれ

ないと認可されないのですか。

【事務局】 0～2歳が家庭的保育事業等の利用者となりますので、それ以降の3歳からの受け皿として、幼稚園、保育園、認定こども園等の連携施設を設定をしていただく形になります。

【委員】 もし連携施設が確保できなかつたらどうなるのですか。

【事務局】 家庭的保育事業等というのは0・1・2歳までの保育なので、3歳になった時にどこに行くのかというのは大きな問題です。3歳からの受入先の確保として、幼稚園、認定こども園、保育所等と協定を結ぶということが条件になっています。

また、連携施設というのは、市内だけではなく広域で考えており、市としても調整等の協力をさせていただきたいと考えています。

【委員】 連携している保育園や幼稚園がある場合には、そこに行くというのが第一条件なのですか。

【事務局】 そうです。現在でも、ふじみ野駅の西側にある「子どものそのBaby」という0・1・2歳児の施設が、3歳になった時の受け入れ先として、ふじみ野市の「子どものその保育生活協同組合」と連携をしておられます。そのようなイメージと考えていただければと思います。

【委員】 従うべき基準で保育従事者の家庭的保育者には「市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とありますが、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者というのは、具体的にどういう人ですか。

【事務局】 保育士と同等以上の知識及び経験を有する者とは、例えば幼稚園教諭、看護師というような、専門的な知識や経験を持った方々や子育て経験者等をいいます。

○資料4の「保育の必要性の基準について」事務局より説明

【委員】 今までは、市は、「市長が特に必要と認める状態にあること」と

いうところで網羅してきたものを、国のほうではかなり具体的に出してきているということですね。

【事務局】そうです。これまで富士見市では、「市長が特に必要と認める状態」という中で対応してきました。他自治体でも同様だと思います。ただ、その内容が自治体によって違いがあったため、今回、国で統一した見解を示したということだと思います。これによって全国的に条件が同じになるということで、富士見市としても、この基準を取り入れたいと考えております。

【委員】育児休業を取得中に、上の子どもが保育所に入ることは可能なのですか。

【事務局】現状では可能です。ただ、自治体によっては、育休を取ることによって上のお子さんを退所させなければならないという所もあるため、それをなくすというのが今回の変更点です。富士見市においては、今の実態と変わるということはありません。

【委員】「求職活動」は本当に願っていたことなのでうれしく思っています。ただ、時期的なことに関して、保育所、幼稚園は4～3月という1年間のサイクルがありますが、求職活動はそのサイクルと合うとは限りません。時期が外れていた場合、年度の途中からでも可能と考えていいですか。

【事務局】年度途中の申し込みも可能です。

○資料5の「富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表について」事務局より説明

※特に質疑なし。

○資料6の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」事務局より説明

【委員】放課後児童クラブを6年生までに引き上げるということについて

て、ニーズ調査をしていたと思うのですが、その結果はもう出ているのですか。現状でも鶴瀬小学校は定員オーバー、水谷小学校も常時定員いっぱいの状態という中で、これが一気に6年生まで引き上がると、当然キャパの問題が出てくると思うのです。その対策について、どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

【事務局】 放課後児童クラブに通っているお子さんをお持ちの保護者を対象としたアンケートの結果は、昨年度の調査では、平均 49.8%の方が5年生以降も利用したいという結果が出ています。

ご指摘いただいたとおり、鶴瀬小学校と水谷小学校は定員を超えており、かなり狭い保育の状況でした。そこで、現在は、両クラブとも小学校の余裕教室を借りて、そこに生活スペースを別途設けることで、余裕を持ったスペースを確保しています。今後も放課後児童クラブの生活環境は充実させていきたいと考えており、鶴瀬小学校、水谷小学校等については、来年度の整備等も視野に入れて、現在、検討しているところです。

【委員】 小学校の余裕教室の活用というのはこれまでもやられてきていることです。環境の良い教室を開放してもらうために、学校に早めに打診するというような配慮も必要だと思いますので、よろしく願います。

【委員】 人数が多い中でなじめず、ひいては不登校になってしまう子どもたちもいると聞きます。その辺の配慮も必要なのではないでしょうか。

【事務局】 放課後児童クラブについては、これまでの国のガイドラインでは70人ということが示されており、富士見市も最大70人という形で運営し、放課後児童クラブの待機児を出さずにやってきました。今回の40人というのは、国より示されたものですが、現時点では、首都圏をはじめ全国的に70人という規模で運営をしているところがほとんどなので、市町村の多くが40人という基準に対応できないと言っているというのが実情です。

しかしながら、今回、40人が適正な規模ということで国が示しましたので、富士見市としては前向きにこの国の基準を取り入れたいと考えています。ただ、単に施設を増やすのではなく、集団での生活、異年齢児の交流等も子どもたちが育っていく中では意味があることだと考えますので、指導の内容等も併せて、今後、検討していきたいと考えています。国の基準

どおりというのは、市としては非常に前向きな基準ということをご理解いただければと思います。

【委員】この基準は来年の4月から適用されるのですか。

【事務局】この条例は来年4月から施行されますので、4月からはそういう形で対応していくこととなります。ただ、定員が40人ということではなく、入室児童が40人という規定ですので、グループ制等も含めての対応になると思います。また、40人というのは毎日通う児童という考え方です。

【委員】つまり、入室を認めるのは40人を超えるかもしれないけれども、実質、毎日来る人は40人を超えないようにするということですか。

【事務局】そうです。

【委員】生活のスペースを確保するという部分は保障されるということですね。

【事務局】スペースの確保は大前提となっています。

【委員】例えば諏訪の児童クラブでは、現在、第1が70人、第2が20人くらいですが、そういう場合は、第1を40人にして、残りは第2に移すということですか。

【事務局】そのようにスペースのあるところに振り分けるか、もしくは、1人当たり1.65㎡という面積が確保できていれば、同一クラブの中でグループ分けするという形も可能となっています。

【委員】施設によって状況が全然違うので、市として子どもたちにとってどうするのが一番いいのかという観点で、現場の指導員の方とよく話し合いをして、環境を整えてほしいと思います。

【事務局】そのように考えています。

【委員】毎年、各放課後児童クラブの見学会が実施されていますが、今

年はそこに市議会議員、県議、国会議員の方を招いて、現状を見ていただきました。そのような活動を通して、各クラブによって設置環境が違うことなどを把握してもらい、理解を深めてもらうことで、より具体的な話がしやすくなり、現実在即した形で運営ができるようになるのではないかと期待しています。

【事務局】我々も、保護者との意見交換等をさせていただきながら進めたいと思っています。ただ、原則は、放課後児童クラブの待機児童を生じさせないということを基本として考えていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○資料7の「富士見市立放課後児童クラブ条例新旧対照表について」事務局より説明

※特に質疑なし。

(2) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて

○資料8～9について事務局より説明（暫定値としての見込量と考え方）

【委員】病児保育事業について、今年から針ヶ谷保育園に設置されていますが、現状で富士見市内、及び近隣の三芳町、ふじみ野市の方で、どの程度の登録がありますか。

【事務局】針ヶ谷保育園の病後児保育は5月からスタートしました。現時点での登録は、富士見市内の方が約30人、三芳町・ふじみ野市の方が若干名ということで、全体で約40名が登録されています。

【委員】放課後児童クラブの「クラブ数」について、16からマイナスになることはなく、増えていく数字が予測されると理解していいですか。

【事務局】そのとおりです。

【委員】小学校1年生に入学する時の放課後児童クラブの入室率が24%という説明でしたが、それは学校数で割った数字なのですか、それとも児童クラブの数で割った数字なのですか。

【事務局】 学校ごとに在籍児童数に対する放課後児童クラブ児童数の割合を計算し学校ごとのばらつきはありますが市全体では新入生の 24%が放課後児童クラブに入室する結果になっています。

【委員】 平成 27 年 4 月から新制度が始まるということですが、放課後児童クラブについて、小学校の空き教室を使った場合に、例えば、けが等をした時の責任が小学校長にかかってくるということで、自治体によっては空き教室の開放はできないという話を聞いたことがあるのですが、そういうことがないように、建物を有効に使って、子どものために開放できるようにしていただきたいと思います。

【事務局】 富士見市においては、小学校の余裕教室や校庭を放課後児童クラブが使っている時に起きたけが等の責任については、全て放課後児童クラブが責任を持つということで、学校、市、指定管理者の 3 者で確認を取っています。学校が放課後児童クラブに余裕教室を提供しないということは、富士見市ではないと考えています。

【会長】 地域子ども・子育て支援事業の見込み量は、これからの 4、5 年を見通すための非常に大事な数字ですので、なるべくは確かなものにしていただき、計画を練っていただければと思います。

4 事務連絡

5 閉会 副会長